

支援について

[TOPへ](#) > [支援について](#) > [事業用ロボット導入事前検証・事業化可能性調査事業費補助金](#)

産業用ロボット導入事前検証・事業化可能性調査事業費補助金

産業用ロボット導入事前検証・事業化可能性調査
事業費補助金

国内企業のロボット導入は、導入コストに加え、費用対効果の軽減が課題となっています。

本補助事業は、中小事業へのロボット導入システムの導入に向けたシェーリングための費用を補助することで、ロボットシステムの導入を促進し、生産性向上させるとともに、そのシステムを活用するロボットシステムインテグレータ業者を扶助することを目的とします。



補助金の支払いを受けるまでの手続きとスケジュール



補助対象者

※中小企業者とは、次のいずれかに該当する者であって、国内に事業所又は拠点を有するものをいいます。
1. 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
2. 中小企業団体の組合に則する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（販売協同組合を除く。）
3. 特定の会員によって設立された組合及びその議合会であって、その基盤又は開催の構成員たる事業者の2分の3以上が中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する者であるもの

補助の対象となる経費

✓ 区分

調査委託費

✓ 内容

ロボットシステムインテグレータ等による、産業用ロボット導入事前検証・事業化可能性調査にかかる以下の費用

ア) 生産技術コンサルティング

契約料、監査料

イ) 自動化企画構想

生産性の分析及び産業用ロボット導入の検討、リスクアセスメント

ウ) 要素技術検証

設計シミュレーション、実現可能性試験

エ) 仕様書作成

納入仕様書やユーザーテスト用構造の作成

【以下の経費（例証）は、補助対象となりません】

- 調査のため必要な機械装置費、工具費、製作費、市面費及びリース料、差旅を受けようとする中小企業者において該当事業に従事する者の人件費
- 交付決定より前に対象事業実施を完了した経費
- 既に係る消費税及び地方消費税

✓ 補助率

補助対象経費の2分の1に相当する額以内、1件あたり50万円を上限とします。

✓ 補助回数

補助支援を受けようとする中小企業者が提出できる事業計画書は、1冊1件とします。

✓ 申込受付期間

令和4年1月1日（金曜日）～随時（※申請の受付期間はありませんが、実績報告書を期限内に提出可能な時期までに御申請ください）

※電子メールによる申請は、「<http://www.innovation.go.jp/shinkoku/fund/>」まで御提出ください。

電子メールにて申請書類の場合は、件名を「「ロボットFDF補助金」として御連絡ください。

▶産業用ロボット導入事前検証・事業化可能性調査事業費補助金

✓ 交付要綱・交付要領・申請様式

[交付要綱 \(PDF: 261KB\)](#) > [交付要領 \(PDF: 121KB\)](#) > [交付要綱様式 \(Word: 65.0KB\)](#) > [交付要領様式 \(Word: 66.0KB\)](#) >